

議案第 4 5 号

海老名市海老名駅自由通路設置条例及び海老名市海老名駅西口特定公共
施設設置条例の一部改正について

海老名市海老名駅自由通路設置条例及び海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 5 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名駅自由通路及び海老名駅西口特定公共施設をより利用しやすい施設とするこ
とを目的として、利用手続等を明確にしたいため

海老名市海老名駅自由通路設置条例及び海老名市海老名駅西口特定公共
施設設置条例の一部を改正する条例

(海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改正)

第1条 海老名市海老名駅自由通路設置条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該行為が歩行者の往来に相当の影響を与えるおそれがない場合で、かつ、営利を目的とした行為と認められない場合は、承認を要しない。

第19条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項まで及び前項の規定は、承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

第29条中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第30条第1項中「第29条」を「同条第6項及び前条」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込みその他これらに類する行為

(4) 寝泊り、仮眠、横臥（が）その他これらに類する行為

第41条第1号中「第19条第5項」の次に「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を加える。

(海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例の一部改正)

第2条 海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「西口特定公共施設」の次に「（海老名駅西口バス乗降場及び海老名駅西口タクシー乗降場を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該行為がこれらの施設の設置目的の達成に相当の影響を与えるおそ

れない場合で、かつ、営利を目的とした行為と認められない場合は、承認を要しない。

第19条第3項第5号中「バス乗降場又はタクシー乗降場」を「海老名駅西口バス乗降場又は海老名駅西口タクシー乗降場」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項まで及び前項の規定は、承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

第29条中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第30条第1項中「第29条」を「同条第6項及び前条」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込みその他これらに類する行為

(4) 寝泊り、仮眠、横臥（が）その他これらに類する行為

第30条第1項第9号中「指定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は停めておくこと」を「車両を乗り入れ、又は留め置くこと」に改める。

第41条第1号中「第19条第5項」の次に「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。